



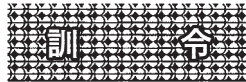
長野県報

4月1日(金)
平成17年
(2005年)
号外

目次

訓令

長野県公印規程(昭和31年長野県訓令第29号)の一部改正(情報公開課).....	1
長野県文書規程(昭和44年長野県訓令第2号)の一部改正(情報公開課).....	3
長野県マイクロフィルム文書管理規程(平成元年長野県訓令第15号)の一部改正(情報公開課).....	6
兼務に関する規程(昭和57年長野県教育委員会訓令第1号)の一部改正(教育振興課).....	6
長野県教育委員会文書規程(昭和47年長野県教育委員会訓令第2号)の一部改正(教育振興課).....	8
教育長の権限に属する事務処理規程(昭和47年長野県教育委員会教育長訓令第1号)の一部改正(教育振興課).....	12



長野県訓令第2号

本庁内部部局
現地機関

長野県公印規程(昭和31年長野県訓令第29号)の一部を次のように改正します。

平成17年4月1日

長野県知事 田中康夫

別表中「企画課長
情報公開課長」を「ユマニテ・人間尊重課長
情報公開課長」に、「産業振興課長」を「産業政策課長」に、「林務課長」

を「林政課長」に、

知事印 (県債専用)	情報公開課長	直径23	長野県知事印
知事印 (土地取引審査専用)	企画課長	方30	長野県知事印 土地取引審査専用

を

知事印 (県債専用)	情報公開課長	直径23	長野県知事印
---------------	--------	------	--------

に、

知事印 (建設業許可専用)	監理課長 建設事務所長	方 30	長野県印 建設業許可専用	を
------------------	----------------	------	-----------------	---

知事印 (建設業許可専用)	監理課長 建設事務所長	方 30	長野県印 建設業許可専用	に、
知事印 (土地取引審査専用)	建築管理課土地・景観室長	方 30	長野県印 土地取引審査専用	

知事職務代理者印 (土地取引審査専用)	企画局長	を	知事職務代理者印 (土地取引審査専用)	建築管理課土地・景観室長	に、
------------------------	------	---	------------------------	--------------	----

産業活性化・雇用創出推進局印	産業活性化・雇用創出推進局長	方 36	長野県商工部 産業活性化・雇用創出推進局	を
産業活性化・雇用創出推進局長印	産業活性化・雇用創出推進局長	方 23	長野県商工部 産業活性化・雇用創出推進局長印	

信州ブランド・観光戦略局長印	信州ブランド・観光戦略局長	方 23	長野県商工部 信州ブランド・観光戦略局長印	に改正する。
----------------	---------------	------	--------------------------	--------

情報公開課

長野県訓令第3号

本庁内部部局
現地機関

長野県文書規程(昭和44年長野県訓令第2号)の一部を次のように改正します。

平成17年4月1日

長野県知事 田中康夫

第2条第3号中「の長、経営戦略局のチームリーダー及び産業活性化・雇用創出推進局長」を「及びチームの長」に改め、同条第6号中「、経営戦略局のチーム及び産業活性化・雇用創出推進局」を「及びチーム」に改め、同条第8号中「(課制の敷かれていない)」を「及びチーム(課又はチームが置かれていない)」に改め、「係又は」を削る。

第6条第1項中「、経営戦略局のチーム及び産業活性化・雇用創出推進局」を「及びチーム」に改める。

第49条の2第1項第4号中「第11条の」を「第10条の」に、「第14条第1項」を「第16条第1項若しくは第2項」に改める。

第50条第1項第1号中「、経営戦略局のチーム及び産業活性化・雇用創出推進局」を「及びチーム」に改める。

別表第1を次のように改める。

(別表第1)(第11条関係)

1 本庁

分類区分	分類の方法	記号	
基本分類	第1分類	組織規則の課及びチームによつて分類する。	別表第3に示す記号を用いる。
	第2分類	組織規則の課及びチームによつて分類する。	0の数字を用いる。
	第3分類	主題によつて分類する。	0から9までの数字(11以上36以下の分類を行う場合にあつてはAからZまでのアルファベット、36を超える分類を行う場合にあつてはaからzまでのアルファベット)を用いる。
	第4分類	第3分類のそれぞれを主題によつて分類する。	0から9までの数字(11以上36以下の分類を行う場合にあつてはAからZまでのアルファベット、36を超える分類を行う場合にあつてはaからzまでのアルファベット)を用いる。
補助分類	第4分類を適宜に細分類する必要があるときに用いる。	基本分類の次にコンマを付して1からの数字を用いる。	

2 所

(1) 地方事務所

分類区分	分類の方法	記号	
基本分類	第1分類	組織規則の課によつて分類する。	別表第3に示す記号を用いる。
	第2分類	組織規則の課によつて分類する。	0の数字を用いる。
	第3分類	主題によつて分類する。	0から9までの数字(11以上36以下の分類を行う場合にあつてはAからZまでのアルファベット、36を超える分類を行う場合にあつてはaからzまでのアルファベット)を用いる。
	第4分類	第3分類のそれぞれを主題によつて分類する。	0から9までの数字(11以上36以下の分類を行う場合にあつてはAからZまでのアルファベット、36を超える分類を行う場合にあつてはaからzまでのアルファベット)を用いる。
補助分類	第4分類を適宜に細分類する必要があるときに用いる。	基本分類の次にコンマを付して1からの数字を用いる。	

(2) (1)以外の所

分類区分	分類の方法	記号
基本分類	第1分類 組織規則の機関（工業技術総合センターの部門にあつては部門）によつて分類する。	別表第3に示す記号を用いる。
	第2分類 組織規則の機関（工業技術総合センターの部門にあつては部門）によつて分類する。	0の数字を用いる。
	第3分類 主題によつて分類する。	0から9までの数字（11以上36以下の分類を行う場合にあつてはAからZまでのアルファベット、36を超える分類を行う場合にあつてはaからzまでのアルファベット）を用いる。
	第4分類 第3分類のそれぞれを主題によつて分類する。	0から9までの数字（11以上36以下の分類を行う場合にあつてはAからZまでのアルファベット、36を超える分類を行う場合にあつてはaからzまでのアルファベット）を用いる。
補助分類	第4分類を適宜に細分類する必要があるときに用いる。	基本分類の次にコンマを付して1からの数字を用いる。

別表第3の1の経営戦略局の項中「政策促進チーム 信州ブランド戦略チーム」を「政策促進チーム 信州」に、「人事活性化チーム」を「人財活用チーム」に改め、同1の企画局の項を次のように改める。

企画局	ユマニテ・人間尊重課 政策評価課 情報政策課 情報政策課統計室 交通政策課	ユ人 政評 情政 情統 交
-----	---	---------------------------

別表第3の1の総務部の項中「職員サポート課 職サ」を「職員サポート課 職員サポート課内部事務システム推進室 職サ内」に改め、

同1の商工部の項を次のように改める。

商工部	産業政策課 ビジネス誘発課 産業技術支援課 雇用・人財育成課 信州ブランド戦略チーム 観光・物産振興チーム	産政 ヒ誘 産技 雇人 信ブ 観物
-----	--	----------------------------------

別表第3の1の土木部の項中「道路建設課 道建」を「道路建設課 道路建設課道路計画室 道建 道建計」に改め、同1の住

宅部の項中「建築管理課 建」を「建築管理課 建築管理課土地・景観室 建 建土」に改め、同表の2中

「西駒郷 西駒」を「西駒郷地域生活支援センター 西地」に、

「上松技術専門校 上技」を「上松技術専門校 若年者就業サポートセンター 上技 若就」に、

「情報技術試験場 工業試験場 精密工業試験場 松本創業支援センター 長野創業支援センター 岡谷創業支援センター 食品工業試験場 情試 工試 精試 松創 長創 岡創 食試」を「工業技術総合センター 長野創業支援センター 岡谷創業支援センター 松本創業支援センター 工総 長創 岡創 松創」に、

「農業大学校
 農業大学校農学部果樹実科
 農業大学校農学部果樹研究科
 農業大学校農学部野菜花き実科
 農業大学校農学部野菜花き研究科
 農業大学校農学部畜産実科
 農業大学校農学部畜産研究科
 農業大学校農学部中信農業実科
 農業大学校農学部中信農業研究科
 農業大学校農学部南信農業実科
 農業大学校農学部南信農業研究科

農大
 農大果
 農大果
 農大野
 農大野
 農大畜
 農大畜
 農大中
 農大中
 農大南
 農大南

を「農業大学校」に、

「北信農業改良普及センター
 佐久農業改良普及センター小海支所
 上伊那農業改良普及センター駒ヶ根支所
 農那農業改良普及センター阿南支所
 木曾農業改良普及センター南木曾支所
 松本農業改良普及センター明科支所
 松本農業改良普及センター豊科支所
 長野農業改良普及センター千曲支所
 長野農業改良普及センター須坂支所
 北信農業改良普及センター飯山支所

北改
 佐改小
 上伊改駒
 下伊改阿
 木改南
 松改明
 松改豊
 長改千
 長改須
 北改飯

を「北信農業改良普及センター」に改め、

同表の備考の2中「及び保健所」を削り、同備考に次のように加える。

4 工業技術総合センターの部門にあつては、文書記号の後に部門名の頭文字を付すること。

別表第4の県の機関の項中「計量検定所 農業総合試験場」を「計量検定所 工業技術総合センター 農業総合試験場」に改め、同表の国の機関の項中「中小企業庁 関東農政局 関東経済産業局」を「関東農政局 関東経済産業局 関東地方整備局」に改める。

様式第5号の起案用紙甲中

(何々)課	係
(内線:	印
	番)

を

(何々)課	印
(内線:	番)

に、

「(何々)部長 (何々)課長 係長 係員」を

「(何々)部長 (何々)課長」に改める。

様式第6号の起案用紙乙中

課長	係	長	係	員	事務担当者
----	---	---	---	---	-------

を

「

決裁権者	回	議	事務担当者
------	---	---	-------

」に改め、同様式の備考の2を削り、同備考の3を同備考の2とし、

同備考の4を同備考の3とする。

様式第7号の許認可等文書処理カード甲中

部長	課長	係長	係員	事務担当
----	----	----	----	------

を

「

決裁権者	回	議	事務担当
------	---	---	------

」に改め、同許認可等文書処理カード甲の備考の2を削り、同備考の

3を同備考の2とする。

様式第11号の口頭電話記録用紙中

課長	係長	係員	事務担当者
----	----	----	-------

を

「

決裁権者	回	議	事務担当者
------	---	---	-------

」に改め、同様式の備考を削る。

長野県訓令第4号

本庁内部部局
現地機関

長野県マイクロフィルム文書管理規程（平成元年長野県訓令第15号）の一部を次のように改正します。

平成17年4月1日

長野県知事 田中康夫

第2条第6号中「の長（経営戦略局にあつてはチームリーダー、産業活性化・雇用創出推進局にあつては局長）」を「及びチームの長」に改める。

第8条第2項中「情報公開・文書管理係長の職にある」を「課長が別に指定する」に改める。

様式第1号中

課長	係長	係員	担当者

を

決裁権者	回議	担当者

に改める。

情報公開課

長野県教育委員会訓令第4号

事務局
学校以外の教育機関

兼務に関する規程（昭和57年長野県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正します。

平成17年4月1日

長野県教育委員会

本則を次のように改める。

- 1 次の表の左欄に掲げる職を命ぜられた者は、当該職にある期間中、兼ねて同表の中欄の職を命ぜられ、又は同表の右欄の機関に兼務を命ぜられたものとする。

	左 欄	中 欄	右 欄
1	教育振興課企画幹 同 主任企画員又は企画員	教育振興課職員相談員	—
2	義務教育課主任企画員又は企画員 高校教育課主任企画員又は企画員 自律教育課主任企画員又は企画員 教学指導課主任企画員又は企画員 文化財・生涯学習課主任企画員又は企画員 保健厚生課主任企画員又は企画員 スポーツ課主任企画員又は企画員 子ども支援課主任企画員又は企画員	教育振興課職員相談員	—
3	自律教育課教育幹	—	義務教育課
4	佐久教育事務所総務課長	教育振興課職員相談員	—
	佐久教育事務所教育課長	—	義務教育課 小諸青年の家 望月少年自然の家
	佐久教育事務所教育課主幹教育支援主事		義務教育課
	佐久教育事務所教育課教育支援主事	—	小諸青年の家
	上田教育事務所総務課長	教育振興課職員相談員	—
	上田教育事務所学校教育課長 上田教育事務所学校教育課主幹教育支援主事	—	義務教育課
	上田教育事務所生涯学習課長	—	小諸青年の家 望月少年自然の家
	上田教育事務所生涯学習課教育支援主事	—	小諸青年の家
	伊那教育事務所総務課長	教育振興課職員相談員	—
	伊那教育事務所学校教育課長 伊那教育事務所学校教育課主幹教育支援主事	—	義務教育課

	伊那教育事務所生涯学習課長	—	松川青年の家 阿南少年自然の家
	伊那教育事務所生涯学習課教育支援主事	—	松川青年の家
	飯田教育事務所総務課長	教育振興課職員相談員	—
	飯田教育事務所教育課長	—	義務教育課 松川青年の家 阿南少年自然の家
	飯田教育事務所教育課主幹教育支援主事	—	義務教育課
	飯田教育事務所教育課教育支援主事	—	松川青年の家
	松本教育事務所総務課長	教育振興課職員相談員	—
	松本教育事務所学校教育課長 松本教育事務所学校教育課主幹教育支援主事	—	義務教育課
	松本教育事務所生涯学習課長 松本教育事務所生涯学習課教育支援主事	—	松本青年の家
	長野教育事務所総務課長	教育振興課職員相談員	—
	長野教育事務所学校教育課長 長野教育事務所学校教育課主幹教育支援主事	—	義務教育課
	長野教育事務所生涯学習課長 長野教育事務所生涯学習課教育支援主事	—	須坂青年の家
5	松本青年の家 次長 小諸青年の家 次長 松川青年の家 次長 須坂青年の家 次長 望月少年自然の家 次長 同 専門主事 阿南少年自然の家 次長 同 専門主事	専門主事 専門主事 専門主事 専門主事 専門主事 専門主事	松本教育事務所 上田教育事務所 伊那教育事務所 長野教育事務所 佐久教育事務所 同 飯田教育事務所 同

(備考) 1 1の項及び2の項の左欄の主任企画員又は企画員は、所属長が指定した者に限る。
2 4の項の左欄の佐久教育事務所教育課教育支援主事及び飯田教育事務所教育課教育支援主事は、生涯学習の振興、社会教育及び社会体育に関する事務を行う者とする。

2 次の表の左欄に掲げる課に勤務を命ぜられた職員のうち、同表の中欄の職にある者は、当該職にある期間中、同表の右欄の課に兼務を命ぜられたものとする。

左 欄	中 欄	右 欄
義務教育課	主任企画員 企画員 主査 主任 主事	自律教育課
高校教育課	主任企画員 企画員 主査 主任 主事 技師	
自律教育課	主任教育支援主事 教育支援主事 主任企画員 企画員 主査 主任 主事	教学指導課
保健厚生課	教育支援主事	
スポーツ課	主任教育支援主事 教育支援主事	

(備考) 1 義務教育課は、盲学校、ろう学校及び養護学校の教職員の給与に関する事務を行う者とする。
2 高校教育課は、高等学校の施設及び設備の整備に関する事務を行う者とする。
3 自律教育課は、自律教育に関する教育課程、学習指導、生徒指導その他専門的事項に関する事務を行う者とする。
4 保健厚生課は、学校保健に関する事務を行う者とする。
5 スポーツ課は、学校体育に関する事務を行う者とする。

3 次の表の左欄に掲げる機関に勤務を命ぜられた職員のうち、所属長から当該中欄の課又は部に勤務を命ぜられた者は、当該命ぜられている期間中、同表の右欄の機関に兼務を命ぜられたものとする。

左 欄	中 欄	右 欄
佐久教育事務所	教 育 課	上田教育事務所
上田教育事務所	学校教育課	佐久教育事務所
伊那教育事務所	学校教育課	飯田教育事務所
飯田教育事務所	教 育 課	伊那教育事務所
総合教育センター	総 務 部	生涯学習推進センター

- (備考) 1 佐久教育事務所教育課、上田教育事務所学校教育課、伊那教育事務所学校教育課及び飯田教育事務所教育課は、主任教育支援主事である者及び教育支援主事である者（佐久教育事務所教育課及び飯田教育事務所教育課の生涯学習の振興、社会教育及び社会体育に関する事務を行うものを除く。）とする。
- 2 総合教育センター総務部は、出納員である者とする。

教育振興課

長野県教育委員会訓令第5号

事 務 局
学校以外の教育機関

長野県教育委員会文書規程（昭和47年長野県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正します。

平成17年4月1日

長野県教育委員会

第39条の2第1項第4号中「第11条の」を「第10条の」に、「第14条第1項」を「第16条第1項若しくは第2項」に改める。

別表第1を次のように改める。

(別表第1)(第11条関係)

1 本庁

分類区分	分類の方法	記号
基本分類	第1分類 組織規則の課によって分類する。	別表第3に示す記号を用いる。
	第2分類 組織規則の課によって分類する。	0の数字を用いる。
	第3分類 主題によって分類する。	0から9までの数字（11以上36以下の分類を行う場合にあつてはAからZまでのアルファベット、36を超える分類を行う場合にあつてはaからzまでのアルファベット）を用いる。
	第4分類 第3分類のそれぞれを主題によって分類する。	0から9までの数字（11以上36以下の分類を行う場合にあつてはAからZまでのアルファベット、36を超える分類を行う場合にあつてはaからzまでのアルファベット）を用いる。
補助分類	第4分類を適宜に細分類する必要があるときに用いる。	基本分類の次にコンマを付して1からの数字を用いる。

2 所

分類区分	分類の方法	記号	
基本分類	第1分類	組織規則の機関によって分類する。	別表第3に示す記号を用いる。
	第2分類	組織規則の機関によって分類する。	0の数字を用いる。
	第3分類	主題によって分類する。	0から9までの数字(11以上36以下の分類を行う場合にあつてはAからZまでのアルファベット、36を超える分類を行う場合にあつてはaからzまでのアルファベット)を用いる。
	第4分類	第3分類のそれぞれを主題によって分類する。	0から9までの数字(11以上36以下の分類を行う場合にあつてはAからZまでのアルファベット、36を超える分類を行う場合にあつてはaからzまでのアルファベット)を用いる。
補助分類	第4分類を適宜に細分類する必要があるときに用いる。	基本分類の次にコンマを付して1からの数字を用いる。	

別表第3の1中「|体育課 |教体|」を「|スポーツ課 |教ス|」に改める。

様式第5号の起案用紙甲を次のように改める。

(起案用紙甲)

起案日	年 月 日	決裁日	年 月 日	施行日	年 月 日
処理期限	年 月 日	決裁区分		浄書者印	照合者印
分類記号	文書番号	第 号	取扱区分		
保存区分					
公開・非公開区分	非公開(公開)とする部分・理由	部 分		理 由	
公開可能時期					
件名			起案者	(何々)課	印
				(内線: 番)	
公開用件名					
教育長					
教育次長					
教育次長 (何々)課長					

長野県教育委員会

- (備考) 1 合議を要するときは、「決裁」欄の下に「合議」欄を適宜設けること。
- 2 「決裁」欄及び「起案者」欄は、これにより難しい場合は、適宜改めること。

様式第6号の起案用紙乙中 「 課長 係 長 係 員 事務担当者 を 」

「 決裁権者 回 議 事務担当者 に改め、同様式の備考の2を削り、同備考の3を同備考の2とし、

同備考の4を同備考の3とする。

様式第7号の許認可等文書処理カード甲中 「 教育長 教育次長 課長 係長 係員 事務担当者 を 」

決裁権者 回 議 事務担当

に改め、同許認可等文書処理カード甲の備考の2を削り、同備考の

3を同備考の2とする。

様式第11号を次のように改める。

(様式第11号)(第23条関係)

(口頭電話記録用紙)

分類 記号		保存 区分		決裁日	年 月 日
公開・非 公開区分		非公開(公 開)とする 部分・理由		部 分	理 由
公開可能 時 期	年 月 日				
決裁権者		回 議		事務担当者	
相手方			区 分		
			接 受 日 時	年 月 日	
				午前(後) 時 分	
接 受 者					
件 名					
公開用 件 名					
用 件					
処理伺					

長野県教育委員会教育長訓令第1号

事務局
教育機関

教育長の権限に属する事務処理規程（昭和47年長野県教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正します。

平成17年4月1日

長野県教育委員会教育長職務代理者

長野県教育委員会事務局教育次長 松澤 睦 司
別表第4の(2)中「体育課長」を「スポーツ課長」に改める。

教育振興課